

「将来のための代理人サービス」 重要事項説明書

1 「将来のための代理人サービス」（以下、「本サービス」という）の概要について

- （1）代理人サービスは、預金者の認知・判断能力喪失により終了しますが、本サービスは、預金者の認知・判断能力喪失前に申し込んでいただくことにより、預金者の認知・判断能力喪失後から代理人取引が開始となります。代理人サービスと本サービスの両方を申し込んでいただくことで、認知・判断能力が十分なうちは代理人サービス、認知・判断能力が喪失した後は本サービスをご利用いただくことができ、安心して当金庫と取引いただくことが可能となります。
- （2）本契約は一人一契約一店舗でのみ申込が可能となりますので、複数店舗での取引がある場合には本サービスの申込の際に申込店舗へ取引の集約をしていただきます。
- （3）本サービスの利用期間は、申込日より1年間とします。但し、初年度は申込日の属する年度末（3月31日）までとし、1か月前までに解約の申出が無かった場合には更に1年間延長し、以降も同様とします。
- （4）「代理人サービス」「将来のための代理人サービス」共に、代理人としての取引は遠州信用金庫の預金取引に限ります。他の金融機関の預金に関する代理取引は対象外となります。

2 本サービス利用の流れについて

- （1）本サービスの手続は、申込時と代理人取引開始時の計2回あります。
- （2）1回目の手続は本サービスの申込時となります。
 - ①預金者と代理人が同席の上で、本サービスの利用申込の届出をしていただきます。
手続の際には預金者と代理人の関係が分かる戸籍謄本又は住民票（配偶者又は血縁関係のある二親等以内の親族であることが分かるもの）、預金者及び代理人の顔写真付本人確認書類が必要となります。
 - ②「家系図兼連絡先表」を作成していただき、推定相続人への連絡先優先順位を指定していただきます。
代理人取引開始時の通知先は代理人以外の優先順位1の方とし、不通の場合は優先順位に従って通知いたします。
 - ③預金者が認知・判断能力を喪失し代理人取引開始の申出を行う際には、確認書類として医師の診断書を提出することに予め同意していただきます。
- （3）2回目の手続は、本サービスにおける代理人取引の開始時となります。
 - ①代理人が預金者取引店舗にて、本サービスにおける代理人取引開始の届出をしていただきます。
手続の際には、医師の診断書、預金者と代理人の関係が分かる戸籍謄本又は住民票（配偶者又は血縁関係のある二親等以内の親族であることが分かるもの）、代理人の顔写真付本人確認書類、預金者名義の全ての通帳・証書・キャッシュカードが必要になります。
 - ②診断書は預金者が認知症等になった旨の記載（アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症など）が必要となります。
なお、診断書の内容により認知・判断能力喪失が認められない場合に当金庫は本サービスにおける代理人取引開始をお断りすることがありますので予めご了承ください。
 - ③「家系図兼連絡先表」を再度確認させていただきます。
 - ④本サービスにおける「代理人取引開始届」の手続後に代理人による代理取引がご利用いただけます。
- （4）本サービスにおける代理人取引開始時に、預金者が申込時に指定した代理人以外の推定相続人1名に、代理人取引が開始することについて特定記録郵便により通知いたします。
- （5）本サービスにおける代理人取引開始後は預金者による取引は不可となります。
- （6）本サービスにおける代理人取引開始後の預金者への郵送物は代理人宛送付とします。
- （7）預金者が希望する場合、バンキングアプリ（残高照会及び取引履歴の確認のみ）を登録してご利用いただくことが可能です。バンキングアプリ登録の際のIDとパスワードの設定は預金者が行い、代理人がバンキングアプリの利用を希望する場合には、預金者よりIDとパスワードを代理人にお伝えください。
本サービスの利用開始前にバンキングアプリをご利用されている場合、ご利用いただける機能を残高照会及び取引履歴の確認のみに制限させていただきます。
なお、代理人取引開始後のバンキングアプリの新規登録は不可となります。

3 代理人について

- （1）代理人は満18歳以上の個人で、配偶者又は血縁関係のある二親等以内の親族から1名のみ指定可能です。
〔注〕二親等以内とは父母、祖父母、兄弟・姉妹、子、孫になります。
- （2）代理人が上記親族であることを確認させていただくため、戸籍謄本又は住民票の原本をご提示いただきます。

4 代理人取引について

- （1）代理人が代理行為を行う場合には当金庫が定める各種規定に同意したものとし、当金庫所定の手続に準じて取引いただきます。
- （2）代理人は取引の都度、本人確認書類をご提示ください。
- （3）代理人取引は、「当座預金を除く預金の入出金、新規開設・解約」「住所・電話番号変更等の諸届」「残高証明書発行」「自動振替の設定」「出資金の譲渡」が可能です。

- （4）代理人取引は、「出資金加入」「融資取引」「預り資産取引」「貸金庫取引」「インターネットバンキングによる取引」「キャッシュカードによる取引」はできません。預金者のキャッシュカードは代理人取引開始届出時に回収させていただきます。
- （5）「インターネットバンキング」は代理人取引開始時に、代理人から停止の申出を受けます。
- （6）代理人から取引の申込をお受けする際、出金（現金の出金又は預金者名義人以外への振込で預金者名義口座から支出するもの）については、取引にかかる根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示を求める場合があります。また、提示がいただけないときは取引をお断りすることもありますので、予めご了承ください。
- （7）普通預金以外の預金科目口座（定期預金、定期積金、積立式定期預金等）を解約される場合、一旦普通預金口座に振り替えます。その後、普通預金口座より出金してください。
- （8）「自動振替の設定」は可能ですが、預金者のための費用のみ設定可能とします。

5 本サービスの解約・変更について

- （1）本サービスにおける代理人取引開始前の解約は預金者又は代理人から可能です。
- （2）代理人の変更は、預金者からの申出により可能です。なお、本サービスにおける代理人取引開始以後は、預金者からの申出による、解約、代理人の変更はお受けできません。
- （3）本サービスは預金者又は代理人が死亡した場合、又は、代理人が認知・判断能力を喪失した場合に終了となります。
- （4）代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合、本サービスは終了します。
- （5）預金者に成年後見制度の開始があった場合、本サービスは終了し、以後成年後見制度による取引に移行します。
- （6）本サービスにおける代理人取引開始後、預金者の認知・判断能力が回復した場合、本サービスは終了します。
- （7）当金庫が本サービスの継続が相応しくないと判断した場合、本サービスを終了します。

6 情報の開示について

- （1）当金庫が代理人と行った取引について、預金者の推定相続人から、取引の開示請求があれば、当金庫は代理人取引開始後の取引の開示に応じます。

7 家系図について

- （1）預金者及び代理人は、家系図（生年月日、続柄、住所）の提出、及び当金庫から家族について質問することに予め同意していただきます。
- （2）家系図に連絡可能として記入いただいた方に対しては、代理人取引開始後に、代理人が認知・判断能力を喪失する等の緊急時に当金庫から連絡することがあります。
- （3）家系図に推定相続人として記入いただいた方については、預金者本人より了解を得ておいてください。

8 免責事項

- （1）本サービスによる損害等が発生した場合、当金庫の責によるものを除き、当金庫は一切責任を負いません。
- （2）預金者の死亡、後見制度の開始、届出事項の変更などは、速やかに当金庫に届出ください。
- （3）8（2）の届出がない限り、代理人が行った取引は有効となり、それにより生じた損害について当金庫は一切責任を負いません。